

議事日程(第1号)

平成25年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第29号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第30号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第31号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第34号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 日程第12 議案第35号 須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第13 議案第36号 須恵町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第14 議案第37号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第38号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 報告第 1号 平成24年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第17 報告第 2号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第18 陳 情 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第29号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について

- 日程第 7 議案第 30号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第 31号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第 32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第 33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第 34号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 日程第12 議案第 35号 須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第13 議案第 36号 須恵町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第14 議案第 37号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第 38号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 報告第 1号 平成24年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第17 報告第 2号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第18 陳 情 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百 田 輝 子
3番 松 山 力 弥	5番 田 原 重 美
6番 荒 木 敏 光	7番 吉 本 實
8番 合 屋 伸 好	9番 今 村 桂 子
10番 三 上 政 義	11番 柴 田 真 人
12番 長 澤 誠 司	13番 藤 石 豊
14番 原 野 敏 彦	15番 三 角 良 人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事(地域振興課)・・印 藤 勝 人
理 事(図書館長)・・今 泉 智 明	理 事(公民館長)・・安 川 敏 幸

総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕
住民課長・・・・・・・・合 屋 勝 秀
健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也
上下水道課長・・・・・・・・石 井 浩 二
社会教育課長・・・・・・・・川 津 政 文
総務課参事・・・・・・・・満 行 誠

まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳
税務課長・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
都市整備課長・・・・・・・・安河内 久 人
子ども教育課長・・・・・・・・稲 永 修 司
出納課長・・・・・・・・大 塚 信 夫
監査委員・・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。去年の6月議会は、田植えの水の心配をしておりましたが、ことしは、また水がないようですが、来週から雨模様のようにございます。安心できるんじゃないでしょうか。

私ごとでございますが、私はことし生死の心配をしておりました。何とか6月2日に退院しました。その間、入院中にお見舞、励ましの言葉、励ましの言葉というよりも、お叱りの言葉が多うございましたけど、御迷惑かけまして、いろいろありがとうございました。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思しますのでよろしく願います。

ただいまから、平成25年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。先ほど、議長のほうから申されましたように、先日、佐谷の運動公園の貯水池に行ってまいりましたけど、非常に水が減っておりまして心配しておりました。しかし、来週から雨ということで安心しております。

では、議運報告をさせていただきます。議会運営委員会の協議結果を報告します。

6月7日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成25年第2回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された案件は、議案が10件、報告が2件、陳情が1件、閉会中の組合議会報告2件でございます。委員会付託については、議案第29号及び議案第38号を予算審査特別委員会に、陳情については文教厚生委員会に付託いたします。残りの案件については各委員会に付託いたします。

会期は、本日6月14日より6月21日までの8日間といたしております。

一般質問は、6月18日午前9時より行います。なお、一般質問終了後、全員協議会を特別会議室において開催いたしますので、御集合よろしく願い申し上げます。

現場視察については、6月17日の午前9時30分より行いますので、よろしく願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を、本日から6月21日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を、本日から6月21日までの8日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番議員、2番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 第2回の本会議を招集いたしましたところ、全議員おそろいで御出席いただきまして、ありがとうございました。

それでは、諸報告を申し上げます。

校区コミュニティの方向性について

前回の3月議会で、今村議員より、校区コミュニティの方向性という一般質問を受けて、答弁させていただいたわけですが、主な趣旨、質問の要旨といたしましては、新たに任用する事務局長の位置づけ、あるいは選考方法、それから新規事業の計画、コミュニティの方向性についてではなかったかというふうに思っております。

今回、重複する部分もあるかと思いますが、これから須恵町のまちづくりを考える上でコミュニティの位置づけが最も重要になると思われまますので、私自身のコミュニティに対する期待と今後の方向性、あるいは可能性について述べさせていただきたいと思っております。

各コミュニティとも、5月中に総会、推進会議が開催されまして、3校区同時に事務局長を交えた新体制でスタートいたしております。平成13年の開設当初は学校支援的な色合いが濃くて、学校教育と社会教育の連携、融合、事業内容の見直し、行政区間の格差の是正、新たなまちづくり参画者の発掘、また問題となっておりました合併を予測した新しいコミュニティエリアの構築などが主たる狙いでした。コミュニティ事務局も開設以来12年を経過いたしております、関係各位の御尽力によりまして、初期の目的を達成するに十分な成果を残していただいていると確信をいたしております。

議員各位も御存じのように、一昨年10月、11月の2カ月間、全20行政区を訪問いたしまして、まちづくり懇談会を実施いたしました。

また、昨年は、町全体や校区単位でワークショップを開催いただきまして、各行政区や小学校区での成果や課題、問題点を抽出いたしまして、行政と住民がどのような形で協働できるかの検

証を行ってまいりました。

意見として出されたものは校区によっても違いますが、第三小学校校区においては空き家対策、買い物不便地域の解消、行政区の再編成、少子高齢化、環境、福祉、防災、防犯等の対策が議論されました。また、第一小・第二小校区では組合加入率の問題、子供会活動の問題、市街地の整備、交通事情、安全安心、環境福祉対策などが課題として提案をされました。こういった事情を鑑みますと、従来、まちづくりは行政が中心となって担ってまいったわけですが、近年では、住民、企業、NPOなど、民間主体によるまちづくりの取り組みが活発になってきております。まちづくりの新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあります。

一方、全国的にも人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費等の増大、行政の財政状況は逼迫しつつあることから、民間による自主的な取り組みの公的な側面に着目し、こうした取り組みを促進すること、いわゆる協働のまちづくりが重要視されてきております。

国においても、諸法律が改正されまして、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度の創設が盛り込まれておりまして、都市再生特別措置法の改正によりまして、団体支援制度や道路空間を活用して、にぎわいのあるまちづくりを実現する制度が創設されました。これによりまして、民間にとっては、まちづくりの取り組みが展開しやすくなりまして、行政にとっては、民間主体の取り組みによるにぎわいの創出や、公共施設等の整備、管理の負担軽減が期待されているところでございます。

本町としては、平成の声とともに生涯学習によるまちづくりを提唱し、その集大成としてコミュニティ事務局を設置し、官民協働事業を教育部局中心に展開してまいりました。現在では、環境・福祉・防災・防犯など、教育部局以外での取り組みや検討も始まっておりまして、組織や事業形態の再構築の段階に来ていると考えております。

そういったことを踏まえまして、「地域の課題は地域で解決する」を基本といたしまして、校区コミュニティの活動を地域自治の核として、その裾野を広げまして、地域間交流や世代間交流はもとより、地域自治の各領域や行政サービスが届かない空白部分を、行政・住民・地域団体・企業等が協働いたしまして地域サービスを提供する新たな公共づくりを目的とし、今後、校区コミュニティとの協働施策及び各事業を全体的に、また、詳細にわたって立案するには、行政各課も主体的にかかわりを持ち、検討することが求められていると思っております。

次に、校区コミュニティの推進意義と方向性ですが、校区コミュニティの目的は、さまざまな地域課題を解決し、校区単位の住みよいエリアを構築することです。住みよいエリアの構築には、生活にかかわるさまざまな分野の取り組みが必要となります。

現在、校区コミュニティの認識は、学校と地域のつながり、子供を中心とした取り組みを続けていくことが主であると考えられておりますが、それらは住みよいエリアにするための一部で

ありまして、その他多くのことが存在することは、コミュニティー関係者を含め、全ての住民及び行政が認識する必要があります。今後は、前述したさまざまな課題、あるいは問題点を校区単位で捉え、地域にとって必要なものを精選し、事業展開をしていく必要があります。

ただし、中には校区単位で効果が薄い事業もあります。そういったものは、引き続き、身近なエリアである行政区単位で進め、地域課題の内容に即したエリア選択においても、行政区と小学校区で検討、選択しながら、より質の高い事業を展開していく必要があると思っております。

今後、須恵町の特色でもある校区コミュニティー事業の進展に期待をいたしまして、町長報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 今、方向性について、いろいろ説明をいただきました。その中で、今後、事業を精査していかなければいけない事業もあるということで、その連携を具体的に、まちづくり課が一応、窓口になると思うんですけど、そことコミュニティーの事務局長との間で具体的な会議等を行って決定していくということによろしいですか。

その前に、コミュニティーの中で、推進会議とか役員会議の中で決定をされた事項について、また、役場の方向性とかを、お互いにその場で話し合いをして決定していくということで、事務局長がその連絡役ということによろしいんですか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 先ほど申しましたように、エリア、エリアで、その特色ある事業を展開していただきたい、それが最大なる目的であります。

だから、事務局長を中心に、その校区の特色性を生かした事業の展開をしていただき、事務局長会議という横の連携の中で、それぞれ調整を行っていくということをございまして、行政から何をせれ、あれをせれ、これはだめだとかというようなことは、極力避けていきたいというふうに思っております。各コミュニティーの主体性を生かしていきたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） ほかにありませんか。——これにて質問を終結します。

日程第4．教育行政報告

議長（三角 良人） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。平松教育長。

教育長（平松 秀一） おはようございます。

先の議会のときに教育施策並びに今回の議会の始まります前に、点検評価報告書を皆さんのほうに御報告申し上げて、概略と申しますか、昨年1年間やった内容、本年度以降やっていく内容

については、お知らせした中身でございますけども、6月議会においては教育行政報告をやるということになっておりますので、若干、お手元にお配りした資料とダブるかと思っておりますけども御説明申し上げたいと思います。

昨年度、当町で実施しました事業の成果と課題につきましては、先ほど申しましたように、お手元にお渡ししたところでございます。成果といたしましては、評価委員であります福岡教育大学特任教授、谷教授からも指導助言を受けておりますが、須恵町が推進する社会教育と学校教育が連携した教育システムについて、高く評価をいただいているところでございます。

中嶋町長の英断による児童福祉と学校教育の一元化事務システムの実施や、生涯教育を理念とした地域コミュニティによる学校支援の先見性、幼稚園、保育所の教育システムの一元化、全町で実施しておりますオアシス運動、地域ボランティア活動によります生活規範指導員制度の実施、また定着、就学前保育教育から中学校終了まで継続実施している「成長の足あとカルテ」の定着などなど、他市町にない連動した教育システムとして、教職大学院の授業において、教材として活用したいとの申し出を受けております。

また、このシステムを須恵町のみにとどまらせることなく、福岡教育事務所を通して他市町村へ有益性を発信し、地域と一体になった教育行政のあり方を示すことが大切であると評価を受けているところであります。

しかしながら、教育行政全般で見ますとまだまだ課題も多く、社会教育においては子供会育成会活動の活性化、体育協会を核とした生涯スポーツの活性化、文化協会を核とした文化事業の活性化と若年層の参加増対策、学校施設や社会教育施設を利用したジュニアスポーツのあり方等の研究が掲げられます。

学校教育においては、さらなる生活規範指導員の充実、あるいは学校における学力向上への取り組みが掲げられます。学力に関しましては、昨年4月に実施されました全国学力学習状況調査においては期待する成果には届きませんでした。昨年未から本年1月にかけて実施しました実力テストにおいては、各校とも大きく伸び、全国平均を上回る成績を上げることができました。

ただ、毎回のテストの成果に一喜一憂することなく、各校における足りない部分の分析を的確に行い、1人でも多くの児童生徒にわかる喜びを与え、学習意欲を高めることが大切であると判断しております。

昨年から試行しておりました、すくすくプロジェクトにおける就学前児童に対する論語の素読、そろばん教室、鉛筆の持ち方指導等を平成25年度から本格実施させていただいたことは、当町が目指すゼロ歳から義務教育までを教育の第1ステージと捉え、積極的に支援するシステムが完成したと判断しております。

教育施策に掲げております心の教育、「感動・感謝・共感する心の教育」を柱としながら、

「安心して住める町」「住んでよかったと思う町」「子育てするなら須恵町で」を実現するために教育関係のみならず、あらゆる団体と連携協力しながら夢の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

議長（三角 良人） これより、教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありますか。――質問なしと認めます。

日程第5．議会報告

議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告をいたします。

去る5月27日午前10時より、クリーンパークわかすぎ会議室におきまして、平成25年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会が開催されましたので報告をいたします。

議事日程及び議員名簿につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

組合議会議長に篠栗町の阿高議員、組合議会副議長に粕屋町の長議員が選出されました。また、組合監査委員に当須恵町の長澤議員が選出をされました。

以上で報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） 粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成25年5月30日に粕屋南部消防本部において、第2回臨時会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

本年度は組合議会の役職変更のため、議長、副議長の改選があり、組合議会議長に粕屋町の進藤議長、組合議会副議長に宇美町の白水議長が選任されております。

議案第7号粕屋南部消防組合監査委員の選任について。前監査委員の任期が平成25年5月29日で任期満了となったため、後任委員の選任について議会の同意を求めるものであり、後任委員には須恵町の三角議長が選任され、全員賛成で同意されています。

議案第8号専決処分の承認については、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し規約を変更することについて議会の議決を求められたが、組合議会を招集する時間がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、これを報告し承認を求めるもので、全員賛成で承認されました。

議案第9号専決処分の承認については、粕屋南部消防組合消防本部の機構改革により、給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、組合議会を招集する時間がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、これを報告し承認を求めるもので、全員賛成で承認されました。

議案第10号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、第4次粕屋南部消防組合消防力整備計画に基づき、消防力の増強を図ることを目的に同条例の改正を行うものであり、3名の増員を行うものです。161名を164名に改めるものです。また、この条例は公布の日から施行するものです。全員賛成で可決されています。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第6・議案第29号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてでございます。

平成24年度の一般会計予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第5号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後に予算の補正の必要が生じたわけですが、議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成24年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページ、平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,719万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ81億

3,504万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条では繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」によるものでございます。

次の2ページをお願いいたします。第1表ですが、歳入歳出とも決算の見込み額に合わせて増減補正を行っております。

まず歳入でございますが、1款町税は補正額7,890万円の増収を見込み、補正後総額、町税全体としては25億4,797万3,000円を見込んでおります。2款の地方譲与税から3款、6款、7款、9款の地方交付税までは、交付決定による収入額により増減調整を行っております。13款国庫支出金は、子ども手当、障害者自立支援費の国庫負担金5,810万円の増でございます。14款県支出金は、障害者自立支援費の県負担金、県補助金が主なものでございます。

次に、3ページ。17款繰入金は財政調整基金それから減債基金からの繰入金の減額、3億7,615万円。この結果、24年度の財調減債の取り崩しはゼロとなります。

次に、4ページ。歳出でございますが、主なものを申し上げます。3款民生費1項社会福祉費におきましては、国民健康保険特別会計への赤字補填繰出金の減額など1億1,625万1,000円の減。4款衛生費については委託料の減額。8款土木費については、公共下水道事業特別会計の繰出金の減額1,400万円等でございます。

今回の補正の基金の繰り入れ、積み立ての調整の結果、24年度は基金を取り崩すことなしに2億1,900万円余りを積み増すことができまして、24年度末の基金残高は、財調減債、合わせまして27億1,000万円余りが維持できております。

次に、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の補正でございますが、1、変更で、4款衛生費3項上水道費、事業名、福岡地区水道企業団出資金483万6,000円を、変更後490万6,000円。これを25年度に繰り越して、使用できる経費として金額の変更を行うものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第29号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので御報告します。

委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第7・議案第30号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） おはようございます。

別冊の補正予算書22ページをお願いいたします。議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について御説明をいたします。

今回の専決処分の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,071万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ31億3,693万9,000円とするものでございます。

款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明をいたします。

23ページ、歳入でございます。1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより増額をしております。2款1項手数料につきましても、決算見込みによりまして増額の補正をしております。3款国庫支出金から7款共同事業交付金の補正につきましては、国県支払い基金国保連合会からの負担金、補助金、交付金が確定しておりますので、決算見込みにより増額の補正をしております。

8款1項他会計繰入金の法定外繰入金の1億円の減額補正につきましては、国、県の補助申請額よりも増額されたため、歳入歳出決算見込みによりまして一般会計からの繰入金を減額しております。10款1項延滞金加算金及び過料、次の3項雑入につきましては、決算見込みにより増額の補正をしております。

次のページ、24ページ、歳出でございます。2款1項療養諸費、2項高額療養費、4項葬祭諸費の補正につきましては、決算見込みにより不用額の減額をしております。7款1項共同事業拠出金の補正につきましては、国保連合会からの確定通知によりまして減額でございます。8款1項特定健康診査等事業費の補正につきましては、特定健診の決算見込みによりまして不用額の減額でございます。9款1項償還金及び還付加算金につきましては、還付金の決算見込みによりまして不用額の減額でございます。10款予備費の補正につきましては、収支の調整により減額をしております。

以上、報告し、承認を求めます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第30号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第8・議案第31号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。初めての議会で少々緊張しておりますが、今後ともよろしくお願いたします。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分しましたので、同条3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の39ページをお願いいたします。平成24年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,870万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

40ページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」でございます。歳入でございます。主なものは5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1,400万円の減額は一般会計繰入金の減額でございます。

41ページをお願いします。歳出でございます。主なものは、1款1項総務管理費、補正額260万円の減額は、負担金補助及び交付金等の減額でございます。2款1項下水道事業費、補正額1,140万円の減額は、委託料及び工事請負費の執行残並びに補償、補填等の精査による減額でございます。

以上、審議方、よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案31号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9．議案第32号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

税務課長（櫻木 幹夫） おはようございます。

議案書4ページをお開きください。議案第32号須恵町税条例の一部改正する条例の専決処分についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めますのでございます。

提案理由といたしまして、現下の経済情勢を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する観点から、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたので議会の承認を求めますのでございます。

新旧対照表のほうで、要点について御説明させていただきたいと思っております。お配りいたしました資料につきましては、委員会のほうで詳しく説明したいと思っております。

まず、10ページでございます。第34条の7、第2項でございます。寄附金税額控除に係る規定の改正でございます。復興特別所得税、こちらは皆さん、給与のほうから既に控除されてあるかと思っておりますけれども、2.1%が加算されて、現在、所得税に加算されて控除されております。復興特別所得税の創設によりまして、平成26年度から平成50年度までの町民税に係る寄附金税額控除の特例規定の整備がされております。

次に、第54条、第5項でございます。固定資産税の納税義務者等に係る規定の改正でございます。独立行政法人森林総合研究所が行う旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農地整備公団法に係る事業の廃止による規定の削除が行われております。

続きまして、次のページ、11ページでございます。第131条、第4項でございます。特別土地保有税の納税義務者等に係る規定の改正でございます。こちらも前項と同様に、独立行政法人森林総合研究所の事業の廃止による規定の削除が行われております。

続きまして、次のページでございます。附則です。附則第3条の2、第1項でございます。延滞金の割合等の特例に係る規定の改正でございます。地方税法の改正によりまして、延滞金の割合等の特例について改められております。納期限1カ月を超えた部分につきましては特例基準割合、これは貸出約定平均金利に1%を足したものでございますが、これに7.3%を足したものに改められております。また、納期限を1カ月以内の分につきましては、特例基準割合に1%を

足したものになっております。例えば、現行、納期限 1 カ月を超えた分につきましては 14.6%でございますが、改正後は 9.3%ということになります。また、納期限が 1 カ月以内の分につきましては現行 4.3%でございますが、改正後は 3%ということになるかと思っております。

次に、附則第 3 条の 2 第 2 項、こちらは新設でございます。前項で第 5 2 条というのが削除になっておりますけれども、こちらは法人の町民税に係る延滞金の分でございます。こちらは削除しておりますので、この分が新たに新設されております。法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございます。こちらは特例基準割合とするということになっておりますので、現行 4.3%でございますが、これが 2%に改められております。

次に、附則第 4 条、第 1 項でございます。納期限の延長に係る延滞金の特例に係る規定の改正でございます。こちらは地方税法の改正によりまして附則第 3 条の 2 第 2 項の新設、これは前条の法人税の分でございますけれども、こちらの新設に伴う条例の整備が行われております。

次のページでございます。13 ページです。附則第 4 条の 2 でございます。公益法人等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正です。所得税法等の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布されたことによりまして租税特別措置法が改正されたことから、適用条項の項ずれによる条文の整備がされております。

次のページでございます。14 ページです。附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項です。個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正です。地方税法の改正によりまして、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を平成 35 年度から平成 39 年度の 4 年に延長がされております。さらに、地方税法附則第 5 条の 4 の 2 第 4 項の新設により、適用条項の項ずれが生じておりますので、条文の整備が行われております。

続きまして、附則第 7 条の 4 です。こちらは寄附金控除、税額控除の特例に係る規定の改正であります。こちらは先ほど説明いたしましたように、復興特別所得税の創設によりまして特例規定の整備が行われております。

その下、附則第 10 条の 2、第 2 項でございます。こちら、わがまち特例でございます。昨年導入されました雨水貯留・浸透施設の規定につきまして、項ずれによる条文の整備がされております。

同条の 3 項でございます。こちら、新設でございます。都市再生特別措置法に規定する管理規定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置が創設されております。こちら、わがまち特例の導入です。備蓄倉庫といいますのは、災害時のいろんな支援物資ですね、そういうものを備蓄する倉庫のことでございます。

次のページをお願いします。15 ページです。附則第 17 条の 2 第 3 項でございます。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規

定の改正でございます。こちら、所得税法の一部を改正する法律が25年3月30日に公布されたことによりまして、租税特別措置法が改正されたことから、適用条項の項ずれによる条文の整備がされております。

附則第22条の2、第1項でございます。こちら、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に係る規定の改正でございます。これは、現行の条文を、地方税法の改正によりまして、条文の一部を表として整備されております。

次のページをお願いします。16ページです。こちらも新設でございます。附則第22条の2、第2項です。居住用財産の譲渡に係る特例で、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができる。これはちょっと難しゅうございますけれども、こちら、委員会のほうで、もう少し詳しく説明したいと思います。

次のページでございます。17ページです。附則第22条の2第3項です。附則第22条の2第2項の新設により、項の繰り下げが行われております。

最後に、附則第23条、次のページ、2項も含みます。東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係る規定の改正でございます。こちら、地方税法附則第5条の4の2第4項及び第45条第3項の新設に伴う適用条項の項ずれによる条文の整備がされております。

戻っていただきまして、8ページをお開きください。附則の施行日でございます。第1条、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することになっております。第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2、改正規定、次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定については、平成26年1月1日から施行されます。附則第7条の3の2及び第23条の改正規定は、平成27年の1月1日からとなっております。

延滞金に関する経過措置でございます。第2条、改正後の須恵町税条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

町民税に関する経過措置でございます。新条例、附則第4条の2の規定は、平成26年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、25年度までの個人の町民税については、なお従前の例によります。

議長（三角 良人） 省略しようか。

税務課長（櫻木 幹夫） よろしいですか。濟いません。

一応、委員会のほうにつきまして、また、詳細については説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第10．議案第33号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書19ページをお願いいたします。議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税で講じている軽減特例措置の延長等の見直しを行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたので、議会の承認を求めます。

22ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正点は、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加えまして、その後3年間、4分の1減額する措置が講じられたことによるもので、第6条の2におきましては、医療分に対する世帯別平等割額について、第1号で特定世帯の規定を、特定世帯とその後3年間に限り延長する特定継続世帯の規定を定め、第3号第8条の2及び第25条において同じと改めており、第3号に特定継続世帯の世帯別平等割額1万7,250円の規定を追加する改正でございます。

23ページをお願いいたします。第8条の2は後期高齢者支援分に対する世帯別平等割額について、第6条の2と同じ規定によりまして、第1号の特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯に改め、第3号に特定継続世帯6,000円の規定を追加するものでございます。

第25条につきましては国民健康保険税の減額でございます。第1号から第3号までは、世帯主を含む被保険者の前年中の総所得金額が一定基準以下の場合の低所得者層に対して、均等割額及び世帯別平等割額を7割・5割・2割軽減するものがございます。第6条の2と同じく、特

定継続世帯が新たに規定されたことによる改正でございます、第1号で世帯別平等割額の減額について7割軽減するものでございます。

24ページのイにつきましては、医療分の平等割額について(ア)の特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯に改め、ウに特定継続世帯1万2,075円を追加するものです。エは、同じく後期高齢者支援分についての改正でございます、アの特定世帯を特定世帯及び特定継続世帯に改め、ウに特定継続世帯4,200円を追加するものでございます。

第2号では、軽減割合5割の関係で、25ページのイは医療分の平等割額について、アの特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯以外に改め、ウに特定継続世帯8,625円を追加するものでございます。エは後期高齢者支援分について、アの特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯に改め、ウに特定継続世帯4,200円を追加するものです。

第3号では、軽減割合2割の関係で、26ページのイは医療分の平等割額について、アの特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯以外に改め、ウに特定継続世帯3,450円を追加するものでございます。エは後期高齢者支援分について、アの特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯以外に改め、ウに特定継続世帯1,200円を追加するものでございます。

次、27ページの附則の第16項につきましては、法律を引用しておりますので、今回改正をしております。

21ページに戻っていただきまして、附則の1条で、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

第2条で、次項に定めるものを除き、改正後の須恵町国民健康保険税条例(以下、新条例という)の規定は、平成25年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2項としまして、新条例附則第16項の規定は、平成26年以後の年度分の国民健康保険について適用するものでございます。

以上、報告し、承認を求めます。

議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時15分とします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11・議案第34号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第34号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書28ページをお開きください。議案第34号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の変更について、地方自治法の規定により糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約を別紙のとおり変更するものでございます。提案理由は、組合同約を変更するために関係市町の議会の議決を求めるものでございます。

29ページが組合同約の一部を改正する規約でございます。

30ページの新旧対照表によりまして御説明をいたします。右側の改正前、第5条組合の議会の組織等でございますが、議会の議員の定数11人を改正後は7人とし、関係市町からそれぞれ1人を選出する。

第11条で、経費の負担割合について、改正後は関係市町が均等に負担する。7分の1ずつということになるかと思えます。

29ページに戻っていただきまして中段以降でございますが、附則、第1項施行期日、この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

第2項経過措置として、現に組合議員の職にあるものは、その在任中に限りなお引き続き在職するものとする。

第3項経費負担割合の変更は、平成26年度以降の経費の支弁について適用し、25年度までの経費の支弁については、なお従前のとおりとするということでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第34号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 2 . 議案第 3 5 号

議長（三角 良人） 日程第 1 2、議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

健康福祉課長（畑江 達也） 議案書 3 1 ページをお願いいたします。議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり提出するものでございます。提案の理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 7 条において準用する同法 2 6 条の規定に基づき、須恵町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

3 2 ページをお願いいたします。本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、緊急事態時に、国及び県と連携して迅速かつ的確に対処できるよう町の対策本部設置に関する条例を整備するものでございます。内容といたしまして、組織形態として、本部長、副本部長、本部員を任命し、本部において情報交換、及び連絡調整を円滑に行うため会議を実施するなど、必要事項を定めるものでございます。

3 3 ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 3 5 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 5 号須恵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 3 . 議案第 3 6 号

議長（三角 良人） 日程第 1 3、議案第 3 6 号須恵町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書 3 4 ページでございます。議案第 3 6 号須恵町子ども・子育て会議条例の制定について、須恵町子ども・子育て会議条例を別紙のとおり提出するものでございます。提案理由は、子ども・子育て支援法第 7 7 条 1 項の規定に基づき、須恵町子ども・

子育て会議を設置し、同会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、須恵町子ども・子育て会議条例を制定する必要があるので提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。子ども・子育て支援法第77条1項では、市町村の子ども・子育て会議の設置努力義務が定められております。この会議の役割は、教育保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や町及び県の計画策定、変更の際の意見聴取に応じること、また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、児童福祉と幼児教育双方の観点を持った方々や、子育て当事者の参画を得て調査審議するなどでございます。

36ページをお願いいたします。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第36号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号須恵町子ども・子育て会議条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第14・議案第37号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 議案書37ページでございます。議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、須恵町固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第423条3項の規定に基づきまして、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字旅石142番地、氏名、渡邊親善、生年月日、昭和21年7月26日生まれ、66歳、任期につきましては、平成25年8月1日から平成25年7月31日までの3カ年とするものでございます。

提案理由といたしましては、須恵町固定資産評価審査委員会委員であります渡邊親善氏の任期が平成25年7月31日をもって任期満了となるために、2期目の再任をお願いするものでございます。

経歴につきましては、38ページに添付いたしておりますので参照し、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第37号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを各委員会に付託します。

日程第15・議案第38号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書39ページでございます。議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）でございます。地方自治法の規定により平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるとでございます。

内容につきましては、別冊の平成25年度歳入歳出補正予算書で御説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。平成25年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,869万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ78億4,869万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入でございますが、13款国庫支出金は、児童手当の国庫負担金の増額でございます。17款繰入金は、財政調整基金の繰入金の減額2,300万円でございます。

次に3ページ、歳出でございますが、主なものを申し上げますと、3款民生費の第2項児童福祉費において、かやの保育所解体工事あるいは、第一学童保育所の建築工事費の追加等2,091万7,000円の増額。

あと、10款教育費1項教育総務費で、重点課題研究指定校に要する経費等、4項幼稚園費については、南幼稚園のエアコン購入費120万円などでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第38号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第16．報告第1号

議長（三角 良人） 日程第16、報告第1号平成24年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書40ページでございます。報告第1号平成24年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。平成24年度須恵町一般会計繰越明許費として、平成25年度に繰り越して使用できる経費の繰越計算書について地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

41ページでございます。繰越計算書でございますが、4款衛生費3項上水道費、事業名、福岡地区水道企業団出資金、金額490万6,000円、繰越額全額、同額でございます。繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の地方債490万円、残り一般財源6,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、須恵粕屋線他通学路交通安全対策工事1,330万円、繰越額同額でございます。財源内訳が、国庫補助金の605万円、地方債490万円、一般財源235万円。

10款教育費1項教育総務費、理科教育施設整備360万円全額繰り越し。内訳が、国庫補助金180万円、一般財源180万円。

2項小学校費、第二小校舎増築工事、金額8,800万円、同額全額繰り越しでございます。財源内訳が、国庫負担金の4,400万円、地方債4,400万円でございます。合計で、金額1億980万6,000円、翌年度繰越額も同額、全額でございます。財源内訳、未収入特定財源として、国庫支出金5,185万円、地方債5,380万円、残り一般財源415万6,000円でございます。

以上のとおり報告をいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第17．報告第2号

議長（三角 良人） 日程第17、報告第2号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の42ページをお願いします。報告第2号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費として、平成25年度に繰り越して使用できる経費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

43ページをお願いします。繰越計算書でございます。2款下水道事業費1項下水道事業費、事業名、公共下水道事業管渠築造工事金額650万円、翌年度繰越額650万円、財源内訳でございますが、未収入特定財源で、地方債570万円と一般財源80万円でございます。

以上のとおり報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第18．陳情

議長（三角 良人） 日程第18、「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、子ども・子育て支援法など、子ども・子育て関連三法が成立し、新制度の施行を目指している中で、子どもの権利を最優先に国と地方自治体の責任のもとで保育制度の拡充が図られるよう、国に対し、意見書提出を要望する陳情でありますので、文教厚生委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月18日午前9時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時35分散会
